

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の書換え
概要	譲渡許可証又は譲受許可証の交付を受けた者で、その譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく交付を受けた市長に届け出て、その書換えを受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第7項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書の変更事項の欄に定められた事項についての申請であった場合は書換えを行います。なお、申請内容が、火薬類の譲渡、譲受けの許可に係る変更であると認められた場合には、あらたに火薬類の譲渡、譲受の許可が必要となります。
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更が生じたとき
提出方法	火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書に審査のため必要となる図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	